

ID: 1289

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	限度額適用認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の14の2第5項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第27条の14の2第6項及び準用する省令第26条の3第5項の規定による。 (令第29条の4第1項第1号又は第2号の保険者の認定) 第27条の14の2 5 第7条の2(第3項ただし書を除く。)及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、限度額適用認定証について準用する (食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定) 第26条の3 5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日